



共済事務の 手引き

令和3年

一般財団法人岩手県学校安全互助会

目 次

- 1 共済事務の概要（主な業務の流れ）…………… 1
- 2 共済契約、共済加入手続き…………… 2
 - （1）契約の申込み
 - （2）被共済者（加入者）数の報告
 - （3）共済掛金の納入
- 3 共済金の請求手続き…………… 8
 - （1）共済金の請求方法
 - （2）卒業生等に係る共済金の請求等
 - （3）共済金の時効及び請求期間
- 4 途中加入、途中転出等に係る事務処理…………… 10
 - （1）途中加入等の事務処理
 - （2）途中転出等の事務処理

（参考）

- 一般財団法人岩手県学校安全互助会事業方法書
- 一般財団法人岩手県学校安全互助会共済約款
- 共済事務の様式

1 共済事務の概要(主な事務の流れ)

《共済契約の締結、共済加入の手続きに係る事務処理》

共済契約の申込み ※申込期限：前年度3月末日



- ・(独)日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が行う災害共済給付事業に加入していることが必要
- ・「共済契約申込書(様式1)」により、契約の申込み

被共済者(加入者)数の報告 ※報告期限：5月末日



- ・保護者から共済加入の意思の確認
(全員を加入させることとしている学校等は不要)
- ・小中学校等で、要保護及び準要保護となる(可能性のある者を含む。)児童生徒の数を把握
- ・「被共済者数及び掛金納入予定報告(様式2-1,2-2,2-3)」により報告

共済掛金の振込み(1) ※振込期限：5月末日



- ・保護者から掛金を徴収
(掛金を学校等が負担している場合は不要)
- ・5月末日までに納入することとしていた共済掛金を銀行から振込み
(学校等以外が掛金を負担している場合は、負担者へ振込みを依頼)

共済掛金の振込み(2) ※振込期限：準要保護等の認定終了日から1ヶ月後
(小・中学校等で「準要保護」等の認定が6月以降となる分の振込み)

- ・要保護、準要保護の認定結果を互助会へ報告(様式は任意)
- ・上記の者に係る共済掛金を銀行から振込み
(学校等以外が掛金を負担する場合は、負担者へ振込みを依頼)

《共済金支給対象となる傷害が発生した時の事務処理(共済金の請求)》

共済金の請求

- ・センターの災害共済金給付対象となる場合、まずはセンターの給付金の請求
- ・センターの給付金の支給決定後、当会へ「共済金請求書(様式7,8,9,10,11)」により請求
(センターの災害共済金給付対象外の場合は、直ちに当会へ共済金を請求)
- ・当会からの決定通知書(保護者あて)を当該保護者へ配付

《その他不定期な事務処理》

年度中途での転入、転出

- ・「転入届(様式4)」「転出届(様式5)」により報告
- ・転出者で掛金の返納額があれば、「共済掛金返還請求書(様式6)」により請求
- ・転入者の場合、共済掛金を振り込み

2 共済契約、共済加入手続き

(1) 契約の申込み

ア 申込方法(条件)

- 当会の共済契約を締結するためには、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付に加入していることが前提となります。
- 契約の申込みは、「共済契約申込書(様式1)」により行ってください。

イ 申込期限 前年度の3月末日

ウ 「共済契約申込書(様式1)」の記入ポイント

区 分		共済掛金 (年額)	加入見込み者数 (人)	備考
保育所、幼稚園、認定こども園		150 円		
小学校、義務教育学校前期課程		200 円		
中学校、義務教育学校後期課程		350 円		
高等 学校	全日制、専攻科	500 円		
	定時制、特別専攻科	250 円		
	通信制	250 円		
特別 支 援 学 校	幼稚部	150 円		
	小学部	200 円		
	中学部	350 円		
	高等部、専攻科	500 円		
高等専門学校		500 円		

※この様式では、見込みの人数で構いません。
(このあと報告する「被共済者数及び共済掛金納入予定書(様式2)」で加入者数を確定してもらいます。)

(2) 被共済者数の報告

ア 報告方法等

- 保護者から共済への加入の意思を確認します。なお、「全員を加入させること」としている学校等にあつては、当然のことながら、加入の意思確認は不要となります。
- 加入の意思確認の方法は決まっていませんので、学校等で自由に実施していただいで構いませんが、次のような方法があるかと思います。
 - ・ 全保護者から加入の意思を文書で提出してもらう方法
 - ・ 共済制度を説明し、加入しない場合(または加入する場合)に申し出ってもらう方法
- 加入の意思確認の時期(回数)も、学校等の独自の方法で構いません。
 - ・ 毎年、加入の意思を確認する方法
 - ・ 入学(入園)時に、在籍中の意思として確認する方法(在籍中は、特に申出がない限り、継続して加入させるとする取扱など)
- 加入者数を把握したあと、「被共済者数及び共済掛金納入予定書(様式2-1,2-2,2-3)」により報告してください。

イ 報告期限 当該年度の5月末日

ウ 加入の意思確認の仕方(例)

(ここに記載するのは例示です。前述したとおり、意思確認は学校等の独自の方法で構いません。例示等を参考に、学校等の実状等から、より良い方法を取り入れてください。)

《例1》

◇確認方法・・・入学(入園)時のみ、加入意思を確認する(在籍中は自動更新)
文書により確認(加入同意書を徴取する)

◇保護者への通知文例(説明内容例)

当校(園)は、一般財団法人岩手県学校安全互助会と共済契約を締結しています。加入に際しては保護者の同意の下に行っています。ついては、加入に同意くださる方は、「同意書」に記入のうえ、〇月〇日までに提出ください。なお、在籍の途中で脱会することは可能です。

おって、共済の内容は、別添「共済事業のご案内(リーフレット)」をご覧ください。

◇「同意書」の仕様

<u>同 意 書</u>	
〇〇学校あて	
一般財団法人岩手県学校安全互助会と締結する共済契約について、在学(園)する間、児童生徒が加入することに同意します。	
年 月 日	加入する児童生徒 _____
保護者氏名 _____	印 _____

《例2》

◇確認方法・・・入学(入園)時のみ、加入意思を確認する(在籍中は自動更新)
加入しない場合、申出書を徴取する

◇保護者への通知文例(説明内容例)

当校(園)は、一般財団法人岩手県学校安全互助会と共済契約を締結しています。原則として在籍中は全員加入していただきたいと考えていますが、どうしても加入したくない方は、「申出書」に記入のうえ、〇月〇日までに提出ください。なお、在籍の途中で加入は可能です。

おって、共済の内容は、別添「共済事業のご案内(リーフレット)」をご覧ください。

◇「申出書」の仕様

<u>申 出 書</u>	
〇〇学校あて	
一般財団法人岩手県学校安全互助会と締結する共済契約について、加入しないので申し出ます。	
年 月 日	加入させない児童生徒 _____
保護者氏名 _____	印 _____

《例3》

◇確認方法・・・毎年、(PTA総会等の席で)、加入意思を確認する
原則、加入するものとし、加入を希望しない場合に申出させる

◇保護者への通知文例(説明内容例)

当校(園)は、一般財団法人岩手県学校安全互助会と共済契約を締結しています。原則として全員加入していただきたいと考えていますが、どうしても加入したくない方は、〇月〇日まで△△△まで申出願います。

エ 「被共済者数及び共済掛金納入予定書(様式2)」の記入ポイント(記入例)

(小中学校・義務教育学校用(様式 2-1)を用いて説明します。)

様式 2-1 (小中学校、義務教育学校用)

年度 被共済者数及び共済掛金納入予定書

1 共済契約者

在籍者全員が加入する場合、被共済者名簿の添付は省略できます。

2 被共済者数

学校在籍者数	人	被共済者数	人
--------	---	-------	---

(注) 被共済者名簿を添付すること。

3 共済掛金の納入予定

(1)

「3」の(1)と(2)の児童生徒数の合計は、「2」の被共済者数と一致します。

			人数(人)	共済掛金単価	共済掛金納入予定額(円)	備考
義務教育学校後期課程)	共済掛金が減額(半額)となる児童生徒	要保護児童生徒		200円		
		準要保護児童生徒		100円		
	計					
中学校(又は義務教育学校後期課程)	一般の児童生徒			350円		
	共済掛金が減額(半額)となる児童生徒	要保護児童生徒		175円		
		準要保護児童生徒				
計						

(注) 共済掛金の納入を、市町村教育委員会など契約者(学校)以外が行う場合、

(様式2)の報告時点では準要保護等の認定結果が出ていない(共済掛金の額が不明)ので、認定(掛金が減額(半額))されたものとして記入してください

(2) (1) 以外の分

※要保護・準要保護の認定が済んでいないことから、5月31日までの

区分			人数(人)	共済掛金単価	共済掛金納入予定額(円)	備考
小学校(又は事務教育学校前期)	共済掛金が減額(半額)となる児童生徒	要保護児童生徒		100円		
		準要保護児童生徒		100円		
	計					
中学校(又は義務教育学校後期)	共済掛金が減額(半額)となる児童生徒	要保護児童生徒		175円		
		準要保護児童生徒		175円		
	計					

(注) 1 共済掛金の納入を、市町村教育委員会など契約者(学校)以外が行う場合、備考欄にその旨記載願います。

ここ(3の(2))に記載した児童生徒の認定結果を後日、報告してください。報告の様式は定めていません(任意です)が、次に報告例を示しています。要保護及び準要保護に認定された児童生徒の数、認定されなかった児童生徒の数と、それに伴う共済掛金の額を報告していただくこととなります。

「(注) 1」に記載のとおり、学校以外が負担する場合は、その旨記載してください。

オ 要保護者、準要保護者の認定結果の報告

(「被共済者数及び共済掛金納入予定書(様式 2-1)(様式 2-2)」において、「要保護・準要保護の認定が済んでいないことから5月31日までの納入が困難である」として報告した児童生徒の認定結果を当会に報告していただきます。)

- 申請していた児童生徒の認定が全て終了した後、その認定結果を報告してください。
- 認定結果に基づき、所定の共済掛金を納入してください。
- 認定結果の報告は様式を定めていませんが、次のようなものが考えられます。(報告例の様式を次ページに掲載しています)

(報告例・学校から当会への報告)

(一財) 岩手県学校安全互助会あて

○○学校長

要保護・準要保護の認定結果について(報告)

先に報告した被共済者数において、要保護・準要保護の認定が済んでいなかった児童生徒について、今般、認定が終了したのでその結果を報告します。

なお、この認定結果を踏まえて所定の共済掛金を下記2により納入します。

記

1 認定結果

区分	申請人数	認定結果		摘要
		認定	否認定	
要保護児童の認定申請				
準要保護児童の認定申請				

2 共済掛金の納入(納入者、納入額、納入予定日)

(1) 学校から納入する分

区分	人数	掛金単価	納入する掛金の額	納入予定日
要保護児童生徒		円	円	
準要保護児童生徒		円	円	
一般児童生徒		円	円	
計			円	

(2) 教育委員会から納入する分

区分	人数	掛金単価	納入する掛金の額	納入予定日
要保護児童生徒		円	円	
準要保護児童生徒		円	円	
一般児童生徒		円	円	
計			円	

<報告様式>

令和 年 月 日

一般財団法人岩手県学校安全互助会理事長様

学校名
学校長名



要保護・準要保護の認定結果について（報告）

先に報告した被共済者数において、要保護・準要保護の認定が済んでいなかった児童生徒について、今般、認定が終了したのでその結果を報告します。

なお、この認定結果を踏まえて所定の共済掛金を下記2により納入します。

記

1 認定結果

区分	申請人数	認定結果		摘要
		認定	否認定	
要保護児童生徒の認定申請				
準要保護児童生徒の認定申請				

2 共済掛金の納入（納入者、納入額、納入予定日）

(1) 学校から納入する分

区分	人数	掛金単価	納入する掛金の額	納入予定日
要保護児童生徒		円	円	
準要保護児童生徒		円	円	
一般児童生徒		円	円	
計			円	

(2) 教育委員会から納入する分

区分	人数	掛金単価	納入する掛金の額	納入予定日
要保護児童生徒		円	円	
準要保護児童生徒		円	円	
一般児童生徒		円	円	
計			円	

(3) 共済掛金の納入

ア 共済掛金の納入方法等

- 所定の「振込依頼書」を使い岩手銀行窓口から振込んでください。振込手数料は掛かりません。(振込の報告は不要です。)
- 岩手銀行が利用できない方は、他の金融機関から次のところに振り込み願います。なお、この場合、振込手数料をご負担していただくこととなります。

金融機関	岩手銀行	本・支店	本店	種別	普通
口座名義人	一般財団法人岩手県学校安全互助会理事長			口座番号	0502329

イ 共済掛金の納入時期等

- 次に記載する場合を除いて、納入期限は、5月31日となります。(5月31日までに納入していただくことで、共済期間は4月1日からとなります。)
- 小中学校等で5月31日までに共済掛金の額が確定しない(準要保護等の認定結果が分からない)ということで報告があった加入者に係る共済掛金については、準要保護等の認定が全て終了した日から1か月以内に振り込んでください。(1か月以内に振り込むことで、共済期間は4月1日からとなります。)

様式2-1 (小中学校、義務教育学校用)

年度 被共済者数及び共済掛金納入予定書

3 共済掛金の納入予定

(1) 共済掛金を5月31日までに納入することとなる分

区 分		人数 (人)	共済掛金 単価	共済掛金納入 予定額 (円)	備考
小学校(又は義務教育学校前期課程)	一般の児童生徒		200円		
	共済掛金が減額(半額)となる児童生徒	要保護児童生徒	100円		
		準要保護児童生徒	100円		
	計				
中学校(又は義務教育学校後期課程)	一般の児童生徒		350円		
	共済掛金が減額(半額)となる児童生徒	要保護児童生徒	175円		
		準要保護児童生徒	175円		
	計				

(2) (1) 以外の分 ※要保護・準要保護の認定が済んでいないことから、5月31日までの納入が困難な分を記入願います。

区 分		人数 (人)	共済掛金 単価	共済掛金納入 予定額 (円)	備考
小学校(又は事務教育学校前期)	共済掛金が減額(半額)となる児童生徒	要保護児童生徒	100円		
		準要保護児童生徒	100円		
	計				
中学校(又は義務教育学校後期)	共済掛金が減額(半額)となる児童生徒	要保護児童生徒	175円		
		準要保護児童生徒	175円		
	計				

3 共済金の請求手続き

(1) 共済金の請求方法

ア 請求方法(条件)

- (独)日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)の災害共済給付の対象となる傷害(災害)の場合、先にセンターに請求し給付決定を受けることが必要となります。
センターの災害共済給付の対象外の傷害(災害)の場合は、当互助会の給付要件を満たしたならば、所定の書類を添付し請求することとなります。

《センターの災害共済給付と当互助会の共済金》※HPの「共済事業Q&A」より

Q (独)スポーツ振興センター(以下「センター」という。)の医療費給付の支給があれば、互助会の共済金(通院共済金、入院共済金)の支給対象となるのか。(センターの医療費給付の対象となるが、互助会の共済金の支給対象とならないケースもあるのか。)

A 当会の共済金は、基本的にはセンターの医療費給付の決定を前提に支給することとなりますが、センターの医療費給付は、掛った医療費に着目して支給しているのに対し、互助会の共済金(通院共済金、入院共済金)は、通院や入院のために要した費用の軽減を図るために支給していることから、異なる取扱いとなる場合があります。

例えば、3日間の通院で医療費が6千円であった場合、スポーツ振興センターの医療費給付の支給対象となりますが、当会の通院共済金では支給の条件である通院7日以上を満たしていないため、支給の対象とはなりません。

また、要保護児童生徒が傷害により通院・入院しても医療費の自己負担がないことから、スポーツ振興センターの医療費給付の対象とはなりません。当会の共済金は、通院が7日以上又は入院が5日以上であれば共済金の支給対象となります。

- 共済金の請求は、「〇〇共済金請求書(様式 7,8,9,10,11)」により行います。
- 原則として、毎月10日までに請求があったものについて、当月の末日までに支払います。

イ 請求時の添付書類

【センターの災害共済給付対象の場合】

共済金区分	添 付 書 類	
	センターへ提出した書類	センターの支給決定に係る通知
死亡共済金	災害報告書(写) 死亡報告書(写)	「死亡見舞金支給決定について」(通知)の(写)
障害共済金	災害報告書(写) 障害報告書(写)	「障害見舞金支給決定について」(通知)の(写)
入院共済金	災害報告書(写)(※1)	医療費支払通知書(写)又は 児童生徒別給付一覧(写) (※2)
通院共済金	医療等の状況等(写)	
供花料	災害報告書(写) 死亡報告書(写)	「供花料支給決定について」(通知)の(写)

(※)1 「入院共済金」及び「通院共済金」の請求における「災害報告書(写)」の添付は、初回の請求時のみで、継続して請求するときは添付不要である。

2 「入院共済金」及び「通院共済金」の請求における「センターの支給決定に係る通知」は、「医療費支払通知書」又は「児童生徒別給付一覧」のいずれか一方の写しを添付する。

【センターの災害共済給付対象とならない場合】

共済金区分	添付書類
入院共済金	災害報告書(別紙1)(※1)
通院共済金	医療等の状況が分かる書類(※2)

(※)1 「災害報告書(別紙1)」は、初回の請求時のみ添付することとなり、継続して請求するときは不要である。

2 「医療等の状況が分かる書類」は、任意様式で構わない。通院・入院した医療機関名、通院(入院)日数等を記載したものを添付してください。(参考までに、例示すれば、次のようなものが考えられます。)

(医療等の状況が分かる書類(例))

児童生徒等氏名						
災害発生日	年 月 日 ()					
傷病名						
医療機関名 所在地						
入院日数	① 年 月 日から 年 月 日まで		日間			
	② 年 月 日から 年 月 日まで		日間			
	③ 年 月 日から 年 月 日まで		日間			
通院日数(各月毎)	① 年 月 日間		④ 年 月 日間			
	② 年 月 日間		⑤ 年 月 日間			
	③ 年 月 日間		⑥ 年 月 日間			
特記事項						
上記のとおり確認しています。						
年 月 日						
学校等長氏名						印

(2)卒業生等に係る共済金の請求等

ア 被共済者でなくなった者の取扱

○「被共済者でなくなった者」とは、次のような事案のときです。

- ・県外の学校へ転校
- ・学校を退学した場合
- ・学校を卒業し、社会人等となった場合 など

○被共済者でなくなる直前に在籍していた学校等が担当することとなります。(共済約款第19条)

イ 卒業(園)し、進学(入学)することで、異なる契約者(学校)に在籍することとなった者の取扱

○この項目に該当するのは、次のような事案のときです。

- ・小学6年生が卒業間近にケガをし、通院を重ね、その通算日数が中学生の時に7日以上となった場合⇒在籍する中学校が共済金請求をすることとなります。

- 当会の共済金を請求する時期の契約者(学校)が担当することとなります。
(共済規程で明文化したものはないが、平成 26 年からこのような取扱いをお願いしているところです。)
- 共済金を請求することとなる方は、傷害時の学校等から必要な情報(災害報告書等の写しなど)を入手し処理願います。(傷害時の学校等の担当者の方は、情報提供に御協力願います。)

(3) 共済金の時効及び請求期間

ア 共済金請求権の時効

- 次表の起算日から3年間となります。(共済約款第 20 条)

共済金区分		起算日
死亡共済金		センターの死亡見舞金給付決定日の翌日
障害共済金		センターの障害見舞金給付決定日の翌日
入院共済金	センターの医療給付対象	センターの医療給付対象となる入院日数が通算して5日目以降の入院に係る医療給付決定日の翌日
	センターの医療給付の対象外	入院日数が通算して5日目となる日の翌日
通院共済金	センターの医療給付の対象	センターの医療給付対象となる通院日数が通算して7日目以降の通院に係る医療給付決定日の翌日
	センターの医療給付の対象外	通院日数が通算して7日目となる日の翌日
供花料		センターの供花料給付決定日の翌日

イ 共済金の支払い期間

- 入院共済金及び通院共済金は、給付対象となる傷害を被った日から10年間となります。(事業方法書第3条)

4 途中加入、途中退会等に係る事務処理

(1) 途中加入等の事務処理

ア 途中加入等の報告

- 次のようなとき、「転入届(様式4)」により、当会へ報告してください。
 - ・転校により転入した場合
 - ・年度途中で入園(学)した場合
 - ・共済制度に新たに加入した場合 など

イ 共済掛金の納入

- 県外の学校からの転入など新たに当会の共済制度に加入することとなる場合、共済掛金の納入が必要です。(県内校からの転入など、転入前に既に共済制度に加入している場合、転入に伴う共済掛金は不要です。)
- 未契約校から転入してきた義務教育諸学校並びに特別支援学校の小学部、中学部の児童生徒が要保護・準要保護申請中の場合は、納入すべき掛金額が確定しないため、

申請結果が出た時点で掛金額が確定し、納入手続きを行うこととなります。

設置者認定日により、次のとおりの取り扱いとなります。

転入日が認定日	→	要保護、準要保護者となり、掛金額は2分の1
認定日が転入日以外	→	一般児童生徒の扱いとなり、掛金は一般掛金額

- 共済掛金を納入する場合、転入日から1か月以内に納入することで、転入日からの共済期間となります。

(2)途中転出等の事務処理

ア 途中転出等の報告

- 次のようなとき、「転出届(様式5)」により当会へ報告してください。

- ・転校により転出した場合(県内外に係わらない)
- ・退学、退園した場合
- ・共済制度を退会した場合 など

イ 途中転出等に伴う共済掛金の返還

- 転出等により共済制度から退会することに伴い共済掛金の返還があるときは、「共済掛金返還請求書(様式6)」により当会に返還請求してください。

- 共済掛金の返還は、未経過期間分に相当する純掛金の額から銀行の振込み手数料(送金手数料)の額を除いた額を返還します。

なお、銀行の振込み手数料は次のとおりです。(令和3年4月現在)

区 分		振込手数料
岩手銀行	本店口座への振込み	0円
	支店口座への振込み	110円
岩手銀行以外の他行への振込み		440円

(注)振込金額は3万円未満のものである。

また、共済掛金の純掛金の額は次のとおりです。(令和3年4月現在)

校種等区分	共済掛金額	うち純掛金
保育園、幼稚園等	150円	10円
小学校	200円	60円
中学校	350円	210円
高等学校(全日制)	500円	360円
高等学校(定時制)	250円	110円
高等学校(通信制)	150円	10円
高等専門学校	500円	360円

- 共済掛金の返還は、「純掛金」が返還対象となるため、岩手銀行以外を送金先に指定する場合など、送金手数料が上回る場合は返還できないこととなります。

例示 中学校2年生が6月30日付けで県外へ転出、送金先は岩手銀行以外を指定。
純掛金額×未経過共済期間÷12ヵ月＝算出した返還額と送金手数料を比較。

210円×9ヵ月/12ヵ月≒157円

算出返還額 157円 < 送金手数料 440円

送金手数料が返還額を上回るため、返還は行われない。